

参考（訂正後の告示内容）

札幌市交通局告示第 22 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 2 月 12 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 浦田 洋

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係（電話 011-896-2709）

2 入札に付する事項

- (1) 物品名 ホーム案内板製作
- (2) 数量 1 式
- (3) 規格等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 **令和 3 年 3 月 23 日(火)**
- (5) 納入場所 指定場所
- (6) 入札方式 **電子入札システムによる事後審査入札方式**
- (7) 入札方法

電子入札システムにより総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「出版・印刷業」または「その他製造業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領（平成 24 年 12 月 25 日事業管理部長決裁。以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録された IC カードを所持する者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していな

いこと。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法 電子入札システムにより送信すること。

(2) 入札説明書の交付

この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、札幌市交通局入札情報サービス（PPI）においてダウンロードすることができる。（ただし、23時00分から1時00分までの間は除く。）

(3) 入札書受付期間

令和3年2月22日(月) 8時00分から
令和3年2月24日(水) 17時00分まで

(4) 開札日時

令和3年2月25日(木) 11時00分

(5) 開札場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階 入札室

(6) 電子入札システム以外による入札書の提出

この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、要領の定めるところによる。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。

(6) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書（訂正後の内容）

令和3年札幌市交通局告示第22号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年2月12日

2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709

3 入札に付する事項

(1) 物品名 ホーム案内板製作

(2) 数量 1式

(3) 規格等 仕様書のとおり

(4) 納入期限 **令和3年3月23日(火)**

(5) 納入場所 指定場所

(6) 入札方式 **電子入札システムによる事後審査入札方式**

(7) 入札方法

ア 電子入札システムにより総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和3年度度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「出版・印刷業」または「その他製造業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領（平成24年12月25日事業管理部長決裁。以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録されたICカードを所持する者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(5) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(2) 入札書受付期間

令和3年2月22日(月) 8時00分から
令和3年2月24日(水) 17時00分まで

(3) 開札日時

令和3年2月25日(木) 11時00分

(4) 開札場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階 入札室

(5) 入札書の提出方法

電子入札システムにより送信すること。

- (6) この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者は、要領の定めに従い入札に参加すること。

※ 札幌市交通局電子入札運用の手引きを参照。

ア 提出方法

持参すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記5(2)の入札書受付期間終了日時までに提出すること。

(7) 本件の仕様等に対する質問

ア 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙により入札書を提出する者は、ファクシミリにより提出することができる。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和3年2月18日(木)までに提出すること。
(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの日を除く。以下「休日」という。8時00分から20時00分まで)

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により入札書を提出する質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。質問に対する回答書は、電子入札システムにおいて閲覧することができる。

(8) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 要領第41条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(9) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することがで

きない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(10) 入札執行回数

入札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムにより再度入札の通知をしたうえで再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(11) 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格を入札した者から順次落札予定者として、入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札予定者を落札者とする。

イ 落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムのくじにより落札予定者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 上記イの場合の落札者は、審査順位1位の者から順次資格審査を行い、資格があると認められた場合は、その者を落札者と決定する。

(5) 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は交通事業管理者の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に交通事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において交通事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 交通事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、交通局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。